

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2 号 平成 23 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 15 号 平成 24 年度岩国市一般会計予算

^{ほん}本 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 3 号 平成 23 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 平成 23 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 号 平成 23 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号 平成 23 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 平成 24 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 18 号 平成 24 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 24 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 32 号 平成 24 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 35 号 岩国市^{りょういく}療育センター条例

議案第 41 号 岩国市太陽の家条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

議案第 43 号 岩国市保育園条例の一部を改正する条例

議案第 44 号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 52 号 岩国市学校施設等^{とう}耐震化基金条例を廃止する条例

議案第 57 号 指定管理者の指定について

議案第 58 号 指定管理者の指定について

議案第 59 号 指定管理者の指定について

議案第 60 号 指定管理者の指定について

議案第 61 号 指定管理者の指定について

議案第 64 号 指定管理者の指定について

議案第 66 号 指定管理者の指定について

議案第 67 号 指定管理者の指定について

以上 22 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況につきまして、御報告申し上げます。

議案第2号 平成23年度岩国市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、

教育費に関し、委員中^{ちゅう}から、「教職員の勤務時間管理において、放課後における教職員の業務の内容や時間数につき、管理職による把握がなされておらず、学校運営上、管理責任が果たされていないのではないか」との質疑があり、

当局から、「教職員の勤務時間管理は管理職に課せられた重要な^{せきむ}責務であり、今後は、時間外労働時間記録表を活用するなど、適正な管理に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中^{ちゅう}から、「多忙化による教職員の健康問題について、どのように改善を図るのか」との質疑があり、

当局から、「多忙な勤務状況を改善するためには、校務の効率化、適正な^{こうむぶんしょう}校務分掌などの業務改善を進める必要があるが、各種会議の簡素化やパソコンを活用するための共通のソフトの提供等具体策を研究し、改善に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分^{とう}につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第15号 平成24年度岩国市一般会計予算のうち、^{とう}当委員会所管分の審査におきまして、

民生費の放課後児童教室整備事業に関し、

委員中より、「放課後児童教室に関しては、現在は健康福祉部の所管となっているが、この事業は基本的には学校の敷地内で児童を保育する形で実施されており、学校との連携が不可欠となっている。

具体的には、児童が届け出なく欠席した場合は速やかに保護者や学校等と連絡^{すみ}をとり、児童の所在を確認する等、放課後児童教室の指導員と学校の教職員との間で、日常的に情報交換を行う体制を整備する必要があり、そのためには所管を教育委員会に戻すことも検討すべきではないか」との質疑があり、

当局より、「放課後児童教室はもともと教育委員会の管轄にあったが、学校においては、放課後児童教室は児童を家庭に帰した場合と同様に扱われていること、必ずしも常に学校の敷地内で実施できるとは限らないことから、健康福祉部の所管となった経緯がある。

もつとも、保育児童の安心・安全面を確保すること、及び、健全やかな成長を支援することが放課後児童教室の第一義の目的であることから、どのような形で実施することが目的に沿うのか、今後市長部局と教育委員会との間で協議をしてみたい」との答弁がありました。

つぎに、教育費の読書活動活性化支援事業に関し、委員中から「読書活動推進員の設置が効果を発揮するためには、学校の教職員との連携が必要不可欠となるが、現在は一人の読書活動推進員が2校を受け持っているため、教職員との協議の時間が十分にとれていない。授業での調べ学習の支援等は学校全体で取り組むべき課題であり、子供の読書活動へのサポートが十分に効果を発揮するよう、読書活動推進員を学校専属とする配置を検討できないか」との質疑があり、

当局より、「読書活動推進員の配置を希望する学校が多いことから、できるだけ多くの学校に推進員を配置し、児童の読書に対する意欲の向上につなげたいとの思いで、一人2校という形をとっているが、1週間を二つの学校に振り分けている現状については、推進員からも相談を受けており、どのような配置が効果的なのか、今後検討してみたい」との答弁がありました。

それを受けて委員中から「平成24年度から新たに、学校司書の設置に対して地方交付税措置が講じられることになっている。

子供の読書活動を推進するために学校司書の充実が大切であるという方向性を、国が率先して打ち出した以上、本市としても、積極的に読書活動推進員増員の予算措置を講じるべきではないのか」との質疑があり、

当局から、「普通交付税として交付される額は、
しと じゅうよう とう
使途を限定しているものではなく、基準財政需要額と市税等の
しゅうにゅう ぶん ちゅう
基準財政収入額との差額分がトータルとして一般財源中に
交付され、それを主要な事業にふりわける形となっているので
御理解をいただきたいが、

読書活動活性化支援事業に関しては、児童の学校図書館の
とう
利用増加等大きな成果が上がっているため、
事業の重要性については十分認識しており、限られた財源の中で、
なか
創意工夫し、読書活動推進員の計画的配置に努めてまいりたい」
つと
との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一
ぶん
致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成24年度岩国市後期高齢者医療
特別会計予算の審査におきまして、

いちぶ
討論において、一部委員から、「後期高齢者医療制度は廃止の方向で考
え
るべきであること、及び、保険料が2,200円も上がり、利用者に負担が
かかることから反対」との意見がありましたので、
挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと
けっ
決しました。

次に、議案第19号 平成24年度岩国市介護保険
特別会計予算の審査におきまして、

討論において、一部委員から、「担当課の努力は認めるものの、
介護保険料が標準で4,000円から5,000円に大幅に上がることに
つき、反対」との意見がありましたので、
挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと
けっ
決しました。

次に、議案第42号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

討論において、一部委員から、「夏休み期間の保育料が大幅に^{おおはば}上がることにつき、反対」との意見がありましたので、
挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと^{けっ}決しました。

次に、議案第44号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例の審査におきまして、一部委員から、「保険料が値上げとなるので反対」との意見がありましたので、
挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはありません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。